

気軽にゼミナール

行政手続における押印の見直しについて

袋井市役所 総務部総務課

1 概要

行政手続については書面・対面による申請等を前提とし、慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として「押印」を求めている例が多い状況の中、市では、印鑑を持参しなくても申請などの手続ができるよう申請の際の負担を軽減するため、令和2年9月以降、段階的に慣例的な押印（認印）の廃止を行う。

さらに、行政手続のデジタル化の推進への効果も期待されることから、市の内部文書の押印も廃止するとともに、押印の見直しに合わせて、市民サービスの向上を図るため、電子申請への対応も進めていく。

2 押印見直し基準について

行政手続の簡略化による申請負担の軽減及び市民の利便の向上を図るため、市民等が行う申請手続において、次の方法によって本人確認が可能な場合など、慣例的に求めてきた押印（認印）は原則として「廃止」する。

- (1) 単に事実・状況を把握することを目的とするもの
- (2) 運転免許証その他公的証明書（パスポート、個人番号カード等）の提示等により本人確認が可能なもの
- (3) 申請等の行政手続が継続的に行われる場合（押印を求める必要性が低いため）
- (4) 行政決定の審査過程や添付資料において、本人からの申請であることを確認できるもの

<押印廃止の例外>

- 1 法令や国通知等により押印が義務付けられているもの
- 2 本人の意思による申請であることを押印により担保する必要性があるもの
（文書の真正性担保や訴訟等の証拠として押印が必要なもの）

※現在、国において、法令や国通知等により押印を求めているものについても、押印見直しの検討をしていることから、今後、ガイドラインや法改正等が示された時点で、押印廃止に向けた検討を行う。

3 特例規則等の制定について

令和2年9月1日に、押印見直しの特例規則等を制定したことにより、特例規則等が、個々の規則等で定める規定より優先して適用されるため、申請書の押印は省略されることとなる。

なお、個々の規定については、「押印が必要である」旨の規定の削除や、様式中の㊟マークの削除等の所要の改正を年度内に順次行う。